ブ ロック	居室名	床面積(m²)	天上高さ(m)	クロルヒ [°] リホス	告示273	換気量(V)	換気種別	指定換気回数(n)	必要有効換気量 (V r = n * A * h) (m3/h)	V	換気経路	4	吉示 274 (1	換気回数 (回/h)	告示273	仕上	げ種別・部位	使用面積(m²)	令2005 乗数	s2*k2+s3*k3	Α	
No		(À)	(h)	クロルヒ[®] リホス ただし書き	第3,第4	(m3/h)		(回/h)	(中)の場合: (Vr=10*(E+0.02*n*A)	! ! !			(1	(n=V/(A*h))	第1,第2			(s2,s3)	(k2,k3)	(m²)		
а	1F L D	22.36	2.50	x	-			0.5		! ! !					-	天井: (4) 床: (3)	壁 : (4) 建具等: (3)	s2: s3: 36.12	k2: k3:	 		
"				×	-			0.5	((22.36+8.28+17.40	! ! !					-	天井: (3)	壁: (4)	s2:	k2:	 		
	台所	8.28	2.50						+14.08)*2.50							床: (4)	建具等: (3)	s3: 15.11	k3:	! !		
"				×	-				+(3.31+3.31)*5.20	!		-			-	天井: (4)	壁 : (4)	s2:	k2:]]]		
	和室	17.40	2.50						+(14.91+10.00+10.00	!				!		床: (3)	建具等: (3)	s3: 28.98	k3:	i		
"				x	-			0.5	+10.12)*2.40)*0.5 =	<u> </u>		-			-	天井: (4)	壁 : (4)	s2:	k2:	i		
	階段	3.31	5.20										1 1	<u> </u>		床: (3)	建具等:	s3: 7.23		İ		
"		14.08	2.50	x	-			0.5		<u> </u>				<u> </u>	-	天井: (4)	壁 : (4)	s2:	k2:	i		
	廊下	3.31	5.20										<u> </u>			床: (3)	建具等: (3)	s3: 22.36		į		
				×		200	(3)			! ! !				200/				s2:	k2:	ļ		
	洗面所									! !			<u> </u>	(148.89/0.5)				s3:	k3:			
"				×	-			0.5		!					-	天井:(4)	壁 : (4)	s2:	k2:	1		
	主寝室	14.91	2.40							<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>		床: (3)	建具等:(3)	s3: 25.11		Į Į		
"				×	-			0.5		į					-	天井 : (4)	壁 : (4)	s2: 2.30		į		
	洋室1	10.00	2.40							<u> </u>			<u> </u>	i l		床: (3)	建具等: (2)(3)					
"				×	-			0.5							-	天井:(4)	壁 : (4)	s2: 2.30				
	洋室2	10.00	2.40										<u> </u>			床: (3)	建具等: (3)(3)		k3:	ļ		
"				×	-			0.5							-	天井 : (4)	壁 : (4)	s2:	k2:	ļ		
	廊下	10.12	2.40							<u> </u>				<u> </u>		床: (3)	建具等: (3)	s3: 16.32		ļ		
									= 148.89	0K				0.69				s2: 4.60	k2: 2.8	! !		
	(合計)	113.77								! !			 	1				s3:175.43		100.60	OK	
																		s2:	k2:	i		
T+74m7		1	ホルナルテン	+,)	// A 🗆	T+7.4m7	T+7.4m7	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	01/	\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		! !	!	mr. a			s3:	k3:	<u> </u>	014	
下記参照			・ 平均天井高さ		•第1号	下記参照	下記参照	·住宅等0.5(3.0)		• 0K	• 適()		• 適()		•第1	ŀ	記参照	下記参照	下記参照		• OK	
				• 無(x)	・第2号)~)		・上記以外0.3(1.0	U)	• NG	• 不適(x)		• 不適(x)		・第2)~)						• NG	

*プロックNo - 一の換気設備で複数の居室等に対応する場合の居室等のプロックNo

• 第3号

*換気量 - 全圧力損失を考慮した機械換気設備の換気量(配管長さやベンドキャップなどによる圧力損出を考慮)

*換気種別 - (1):第1種換気設備 (2):第2種換気設備 (3):第3種換気設備 (中):中央管理方式空気調和設備

(净):空気浄化型機械換気設備

*仕上げ種別 - (1):第1種ホルムアルテ゛ヒト゛発散材料【下地材や接着剤等を含む】

(2):第2種ホルムアルテ・ヒト・発散材料(第2種同等大臣認定の第1種ホルムアルテ・ヒト・発散材料を含む)【下地材や接着剤等を含む】

(3):第3種ホルムアルテ、ヒト、発散材料(第3種同等大臣認定の第1種ホルムアルテ、ヒト、発散材料及び第3種同等大臣認定の第1種ホルムアルテ、ヒト、発散材料を含む)【下地材や接着削等を含む】

()内は(中)の場合

(4):規制対象外の建築材料(ホルムアルデヒド発散材料以外の建築材料、令20条の5 による大臣認定又は建築物に施工後5年以上経過している材料)

*仕上げ部位 - 天井・壁・床・建具等(嫐酔システムキッチンヤ慥リフlfロ刻誤を含む)

*s2,s3 -*令20の5 (k) -

- s2::仕げ種別(2)の使用面積 s3:仕げ種別(3)の使用面積 - 仕上げ種別(2) 仕上げ種別(3)

換気回数等 k2 k3 住宅等 0.7以上or號273第-1.2 0.2 上記以外 2.8 0.5 住宅等以外 0.7以上or告示273第-0.88 0.15 0.5以上0.7未満or告273第二 1.4 0.25 上記以外 3.0 0.5

注)住宅等の居室:住宅の居室並びに下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び家具その他これらに類する物品の販売を営む店舗の売場

*備 考 - 国土交通大臣認定の番号その他特記事項(注2、4関係、告示273の計算式等)を記入

- *注1) 居室には、常時開放された開口部を通じて相互に通気が確保される廊下等の部分を含む
- *注2) 換気経路については、適切な給気口、排気口及び換気上有効な開口(隙間を含む)を有していること。

(開き戸については、アンダーカット等を有していること。)

- *注3) 告示274第一 :給気機及び排気機は、全圧力損失(趙鸝族、彫族、瀾巖を砂に制る圧力族)を考慮して計算により確かめられた換気量とすること。
 - 第一:機器の継続使用中は、気流、温度、騒音等により、居室の使用に支障をきたさないこと。

 - " 第一 (イ):小屋裏等と気密層、通気止め等により気密区画されていること。
 - "第一 (D):小屋裏等に第1種Xは第2種NAアルデとト・発動機を用いていないこと。
- *注4) 浄化型換気設備を用いる場合については、有効換気換算量(Vq)が上記表中必要有効換気量(Vr)以上必要となる(Vq=(Q*((C-Cp)/C)+V)) and 告示 有効換気換算量 - 空気浄化型機械換気設備の場合(Q:湫レιζιਖ਼ងする空気の量(m3/h) C:湫前の空気に含まれるホルムアルデヒドの量(mg/m3) Cp:湫レιζιਖ਼ងする空気に含まれるホルムアルデヒドの量(mg/h•m2))

*H15告示273			n
		天井高さく 3.3	0.6
第三第一号、第四第一号 (第一)	3.3	<i>"</i> < 4.1	0.5
CH(天井高さ) 2.7m	4.1	<i>"</i> < 5.4	0.4
令129条の2の6第2項(居室の機械換気設備)	5.4	<i>"</i> < 8.1	0.3
(Vr=n*A*h V)	8.1	<i>"</i> < 16.1	0.2
	16.1	<i>''</i>	0.1
第三第二号、第四第二号 (第二)			
次の各号のいずれか		天井高さ < 3.9	0.4
) CH(天井高さ) 2.9m	3.9	<i>"</i> < 5.8	0.3
令129条の2の6第2項(居室の機械換気設備)	5.8	<i>"</i> < 11.5	0.2
(Vr=n*A*h V)	11.5	"	0.1
) 常時開放の換気上有効な開口部面積 15cm2/m2			
) ホテル等の居室又は家具等の物品販売店舗の売場で、換気上有効な開口部面積 15c	m2/m2		
) 真壁造りで、天井及び床に板状の建築材料を用いない場合又は外壁の建具が気密性の低い	木枠を使用する場合		
第四第三号			
CH(天井高さ) 3.5m		天鵧さく 6.9	0.2
令129条の206第2項(居室の機械換気設備)	6.9	<i>"</i> < 13.8	0.1
(Vr=n*A*h V)	13.8		0.0
注) 第四は、住宅等の居室以外の居室の場合	· · · · · · · · · · · · · · · · ·		

(未制定)